

掲 載 資 料

- e-kenet でんき 電気需給条件説明書（重要事項説明書）2024 年 4 月版

e-kenet でんき 電気需給条件説明書（重要事項説明書）

(株)ファミリーネット・ジャパン / 代理事業者：東京電力エナジーパートナー(株)

本書では、東京電力エナジーパートナー(株)を代理事業者として、かつ(株)京阪カードとの提携の下、(株)ファミリーネット・ジャパン（以下、「当社」といいます。）がお客さまに電気を販売する際の条件を説明します。詳しくは電気需給約款〔コミュニティでんき〕等をご確認願います。なお、本書と電気需給約款〔コミュニティでんき〕とで記載が異なる場合は、本書記載の内容を優先するものといたします。

1. e-kenet でんきにお申込みいただけるお客さま

e-kenet でんきにお申込みいただけるお客さまは、電気需給約款〔コミュニティでんき〕Ⅰの 1（2）に定める供給区域のうち、関西エリアを供給地点とする方で、(株)京阪カードが発行する e-kenet Visa カード会員の方となります。なお、お申込みにあたっては、e-kenet Visa カード会員名義と電気の契約名義が一致している必要がありますのでご注意ください。

2. 申込方法

当社所定の Web サイトにてお申し込みいただけます。

3. 契約容量

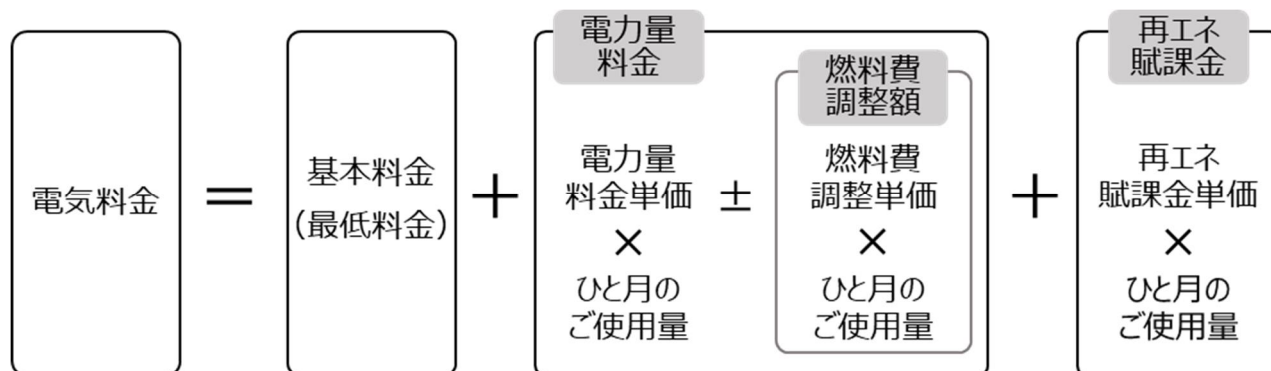
e-kenet 電気関西 B を選択される場合、契約容量は従前契約同等の値といたします。ただし、関西電力の従量電灯 B 以外のメニューをご利用中のお客さまについては、当該メニューご利用以前の契約同等の値といたします。

4. 電気の需給開始予定日

需給開始予定日は、建物引渡日もしくは当社がお客さまから申込みをいただいた後、当社と従前の契約先である小売電気事業者または取次事業者（以下、「小売電気事業者等」といいます。）および一般送配電事業者または配電事業者（以下、「一般送配電事業者等」といいます。）において変更手続きを完了した日の翌日から起算して 8 営業日（一般送配電事業者等が定める営業日をいいます。）後の日の 2 暦日以降の検針日といたします。

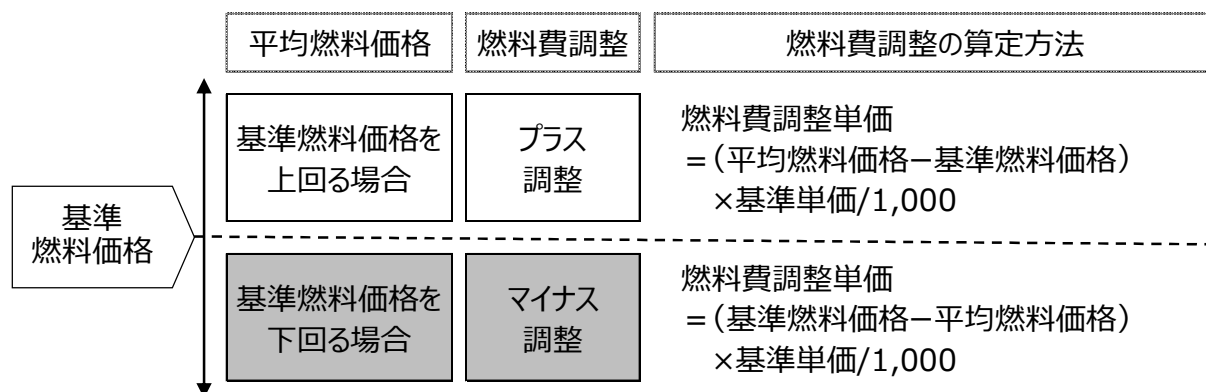
5. 電気料金およびその算定方法

毎月の電気料金は、基本料金もしくは最低料金にそのひと月の使用電力量によって算定した電力量料金を加えた料金に対し、再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下、「再エネ賦課金」といいます。）を加えたものといたします。また、電力量料金には、燃料費調整額を加算または減算するものといたします。



6. 燃料費調整

- ・ 毎月の電気料金には、燃料費調整制度により、原油・液化天然ガス（以下、「LNG」といいます。）・石炭の価格変動が燃料費調整額として反映されます。
- ・ 燃料費調整額は、平均燃料価格と基準燃料価格との差分により決定される燃料費調整単価にご使用電力量を乗じて算定されます。
- ・ 燃料費調整単価は、次のとおり算定いたします。電気料金はこの燃料費調整単価により変動いたします。この変動に上限はありません。



- ・ 平均燃料価格は、原油・LNG・石炭の貿易統計価格にもとづき、次のとおり算定いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma \quad (100 \text{ 円未満四捨五入})$$

A : 平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B : 平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LNG 価格

C : 平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

- ・ 基準燃料価格、 α 、 β 、 γ および基準単価は以下のとおりです。

基準燃料価格			27,100 円
換算係数	α		0.0140
	β		0.3483
	γ		0.7227
基準単価 (税込)	e-kenet 電気関西 A	最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘
		上記を超える 1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
	e-kenet 電気関西 B	1 キロワット時につき	16 銭 5 厘

- ・ 各月に適用する燃料費調整単価は、3 カ月間の平均燃料価格にもとづき算定し、2 カ月後の電気料金に反映されます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
4～6月の平均燃料価格					9月分 電気料金	
	5～7月の平均燃料価格					10月分 電気料金

7. 工事費等

- ・ 計量器等は、一般送配電事業者等の所有とし、一般送配電事業者等の負担で取り付けます。ただし、必要最低限以上の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
- ・ 電力需給の開始または需給契約の変更等に伴い、一般送配電事業者等が供給設備を新たに施設または変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者等から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

8. その他ご負担いただく費用

お客さまが料金を支払期日を経過して、なお支払われない場合、料金から消費税等相当額ならびに再エネ賦課金およびその消費税等相当額を控除した金額に対して支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて年利 10%の延滞利息を申し受けます。また、払込票によりお支払いいただく場合は、330 円（税込）を料金に加算して申し受けます。

9. 供給電圧および周波数

- ・ 供給電圧は、100 ボルトまたは 200 ボルトです。
- ・ 周波数は原則として標準周波数 60 ヘルツです。

10. 供給電力（量）の計測方法および料金調定方法

- ・ 使用電力量は、一般送配電事業者等が供給地点ごとに取り付ける記録型計量器により計量いたします。
- ・ 料金の算定期間は「ひと月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、①電気の供給を開始もしくは再開した場合、②電気の供給を停止もしくは需給契約が終了した場合は、基本料金を日割計算します。
- ・ 料金の支払義務は原則として検針日に発生するものとし、支払期日は検針日の翌月 1 日から起算して 30 日目といたします。

11. 料金その他の支払方法

料金その他の支払方法は、(株)京阪カードが発行する e-kenet Visa カードに限るものとし、当該カードの発行会社である(株)京阪カードの規約にもとづき、当社指定の収納代行業者を通じて行います。e-kenet Visa カードを解約された方については、払込票によりお支払いいただきます。

12. 料金の確認方法

お客さまのパソコン、スマートフォン等により料金をご確認いただけます。

13. お客さま側の保安等に関するご協力

お客さまには以下の事項についてご協力いただく必要があります。詳細は電気需給約款【コミュニティでんき】26 および 50 をご参照ください。

- ・ 業務上必要とする場合に、当社または一般送配電事業者等あるいはそれらの業務委託先がお客さまの土地または建物に立ち入ることにご承諾をお願いいたします。
- ・ 一般送配電事業者等の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等についてご協力をお願いいたします。
- ・ 一般送配電事業者等から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を当社またはお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合、それらの場所の提供にご協力をお願いいたします。
- ・ 業務上必要とする場合に、お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備等について、一般送配電事業者等が使用することにご協力をお願いいたします。
- ・ お客さまが電気工作物の変更工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を一般送配電事業者等または登録調査機関に通知していただきます。また一般送配電事業者等が法令に定められた調査を行う際には、必要に応じて配線図のご提示などご協力をお願いいたします。一般送配電事業者等が実施する託送供給の停止に伴い、お客さまの電気設備に適当な処置を行う場合

に、必要に応じてこれにご協力をお願いいたします。

- ・ 一般送配電事業者等の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事上やむをえない場合、または需給上・保安上必要な場合、お客さまの電気の使用の制限・中止にご協力をお願いいたします。
- ・ お客さまが引込線、計量器等その他需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずる恐れがあると認めた場合、またはお客さまの電気工作物に異状・故障があり、それが一般送配電事業者等の電気工作物に影響を及ぼすおそれがある場合、速やかに一般送配電事業者等に通知していただきます。
- ・ お客さまが一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめ、その内容を一般送配電事業者等に通知していただきます。

14. 契約期間・更新

- ・ 契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。
- ・ 当社がこの契約種別を終了する場合の契約期間の終期は、上記にかかわらず、この契約種別を終了する日といたします。なお、この場合はこの契約種別を終了する6カ月前までにその旨をお客様にお知らせいたします。

15. 契約の変更・終了に伴う費用

- ・ 契約変更
お客さまが契約容量を新たに設定もしくは契約容量を増加した後に、契約容量を減少しようとする場合において、当社が一般送配電事業者等から料金の精算を求められたとき、またはお客さまが電気の使用を開始され、その後契約容量を変更する場合に、当社が一般送配電事業者等から工事費の精算を求められたときは、原則としてお客さまよりその精算金を申し受けます。
- ・ 契約の終了
お客さまからの申し出等により需給契約を解約される場合、またはお客さまの責めとなる理由により当社が需給契約を解除または解約する場合において、違約金をお客さまより申し受けることはございません。
お客さまが契約容量を新たに設定もしくは契約容量を増加した後に、本契約を終了しようとする場合において、当社が一般送配電事業者等から料金の精算を求められたとき、またはお客さまが電気の使用を開始され、その後本契約を終了する場合に、当社が一般送配電事業者等から工事費の精算を求められたときは、原則としてお客さまよりその精算金を申し受けます。

16. お客さまからの申し出による契約の変更

- ・ 需給契約の内容は原則として料金適用開始の日以降1年目の日までには変更できません。やむを得ずお客さまが需給契約の変更を希望する場合、当社と協議のうえ、変更にとりなす負担金額を定め新しい契約内容に変更できるものといたします。
- ・ 契約の終了を希望される場合は、原則として、あらかじめ終了期日を定めて当社にその旨を通知していただきます。詳細は、電気需給約款【コミュニティでんき】36をご参照ください。
- ・ 当社が供給地点特定番号を確認できない地点（新築の住宅等）へお客さまが移転され、これに伴い電気のご使用場所が変更となったときはお客さまからの申し出によらず解約となります。

17. 当社からの申し出による契約の終了

次のいずれかに該当する場合には、当社は需給契約を解除または解約することがあります。詳細は、電気需給約款【コミュニティでんき】39(1)、(2)および54(3)をご参照ください。

- ・ 一般送配電事業者等により電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ・ お客さまがこの需給契約の料金または他の需給契約の料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・ お客さまが料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他電気需給約款

〔コミュニティでんき〕から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合

- ・ お客さまが電気需給約款〔コミュニティでんき〕に記載されていることに違反した場合
- ・ お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合
- ・ お客さまが破産、民事再生その他の法的倒産手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申し立てをなした場合
- ・ お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると認められた場合
- ・ 当社が、小売電気事業の継続が困難と認められる事情が生じたことにより当該小売電気事業を廃止する場合

18. 電気の使用方法

お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設することにご協力をお願いいたします。

19. 特典に関して

- ・ e-kenet でんきご契約のお客さまには、入会時ならびにご契約を継続頂いている期間中、(株)京阪カードより、e-kenet でんき会員限定の特典が付与されます。特典の詳細については、(株)京阪カードのWeb サイト等でご確認ください。
- ・ 上記特典は、お客さまが e-kenet でんきのご契約を解約された場合、もしくは e-kenet Visa カード解約等により払込票によるお支払いをなされた場合など、(株)京阪カードの判断により付与が停止されることがあります。

20. その他

- ・ お客さまが契約開始以前に他の小売電気事業者等との電気需給契約を締結せずに電気を使用していた場合は、遡って当社との電気需給契約が必要になります。
- ・ 当社と新規にご契約いただくに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者等との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者等にお問い合わせ下さい。

21. 問合せ先

○ 電気の申込み等に関するお問合せ

東京電力エナジーパートナー株式会社（代理事業者）

住所：東京都中央区銀座 8 丁目 13 銀座三井ビルディング

e-mail：commuden_info@tepcoco.jp

○ 電気の契約変更等に関するお問合せ

株式会社ファミリーネット・ジャパン（小売電気事業者 A0300）

住所：東京都港区愛宕 2 丁目 5 番 1 号

電話：0120-829-416 受付時間 9:00～17:00（土日祝日、年末年始休み）

○ 特典に関するお問合せ

株式会社京阪カード

住所：大阪府中央区大手前 1 丁目 7 番 31 号

電話：06-6944-2703 受付時間 9:30～17:30（土日祝日、年末年始休み）

○ 停電時のお問合せ

関西電力株式会社 問合せ窓口

電話：0800-777-3081（24 時間 365 日受付）

e-kenet でんき 電気需給条件説明書（重要事項説明書） e-kenet でんき料金プラン表

(株)ファミリーネット・ジャパン / 代理事業者：東京電力エナジーパートナー(株)

本書では、東京電力エナジーパートナー(株)を代理事業者として、かつ(株)京阪カードとの提携の下、(株)ファミリーネット・ジャパン（以下、「当社」といいます。）がお客さまに電気を販売する際のプラン別料金単価を説明します。なお、「税込」と記載のある金額は、消費税率および地方消費税率の合計 10%相当の消費税等相当額を含みます。詳しくは電気需給約款「コミュニティでんき」等をご確認願います。

1. e-kenet 電気関西 A

最低料金・電力量料金（税込）※ひと月につき

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	522 円 58 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 21 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 61 銭
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	28 円 59 銭

2. e-kenet 電気関西 B

基本料金・電力量料金（税込）※ひと月につき

基本料金	契約電流 (キロボルトアンペア)	6 以上 50 未満	
	単価	契約容量 1 キロボルトアンペア につき	447 円 21 銭
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき		17 円 81 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき		21 円 02 銭
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき		23 円 52 銭

販売事業者

本社所在地：東京都港区愛宕 2 丁目 5 番 1 号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 29 階
会社名：株式会社ファミリーネット・ジャパン
小売電気事業者登録番号：A0300

当社は、お客さまの個人情報について、当社の業務運営上必要な範囲内で利用させていただきます。また、当社はお客さまの個人情報について、小売電気事業の目的のために必要な範囲の事業者限定してお客さまの個人情報を共同利用させていただきます。

※ 『個人情報の取扱いについて』および『「e-kenet でんき」における個人情報の共同利用について』は、e-kenet でんき Web サイトでご案内しておりますので、そちらも併せてご確認ください。
(<https://commuden.jp/keihan/pdf/privacy.pdf>)

契約解除（クーリング・オフ）に関する事項

当契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、お客さまが契約解除（クーリング・オフ）を行おうとする場合には、下記内容を十分お読みください。

- ① 株式会社ファミリーネット・ジャパンまたは株式会社ファミリーネット・ジャパンの委託業者、代理店、提携事業者等からの勧誘を受け、契約を締結し、同法第 5 条または第 19 条の書面を受領した日（その日の前に同法第 4 条または第 18 条の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日。）から起算して 8 日を経過する日までの間は、書面または電磁的方法により契約の申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
- ② ①に記載した事項にかかわらず、お客さまが、当社または当社の委託業者、代理店、提携事業者等が同法第 6 条第 1 項もしくは第 21 条第 1 項の規定に違反して契約の申込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または、当社または当社の委託業者、代理店、提携事業者等が同法第 6 条第 3 項もしくは第 21 条第 3 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の申込みの撤回もしくは契約の解除を行わなかった場合には、当社または当社の委託業者、代理店、提携事業者等が交付した同法第 9 条第 1 項ただし書または第 24 条第 1 項ただし書に定める書面を契約者等が受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的方法により当該契約の申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
- ③ 契約の申込みの撤回または契約の解除は、当該契約の申込みの撤回または契約の解除に係る書面または電磁的方法を発した時に、その効力を生じます。
- ④ 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合においては、当社は、その契約の申込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。
- ⑤ 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合には、既に契約にもとづき電気が提供されたときにおいても、当該電気に係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
- ⑥ 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、当社は、速やかに、その全額を返還いたします。
- ⑦ 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に係る電気の提供に伴いお客さま等（同法第 9 条第 1 項または同法第 24 条第 1 項の申込者等をいう。）の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

- 書面送付先：104-0061 東京都中央区銀座 8-13-1 銀座三井ビルディング
東京電力エナジーパートナー株式会社 コミュニティでんき・ガス事務局
(株式会社ファミリーネット・ジャパン代理事業者)
- 電磁的記録（電子メールに限ります）による契約解除については、以下の電子メールにお送りください。
電子メール：commuden_info@tepeco.co.jp
- 注意事項：新しいプランへの切替日以降に契約解除（クーリング・オフ）をされますと、電気が使えなくなりますので、契約解除の申請にあたってはあらかじめ新たな電気の契約を締結してください。